

令和6年度 自動車燃料の単価契約仕様書（松本発電建設事務所）

長野県企業局南信発電管理事務所

1 件名

令和6年度自動車燃料の単価契約

2 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 調達物品及び予定数量

レギュラーガソリン 1,000ℓ

予定数量は単価設定の目安であり、購入を約束するものではない。

4 契約の条件

(1) 請求について

- ・代金は、自動車燃料代にかかる物品調達標準契約書第4条第1項に規定するとおり請求を行うこと。
- ・請求は、月ごとに行うこととし、給油した翌月の20日までに請求書を提出すること。
- ・請求書には、給油カードごとの給油日及び給油量がわかる内訳表を添付すること。

(2) 契約単価の変更について

物品調達標準契約書第8条第1項に規定する「経済状況の激変により契約内容が著しく不相当となったときの契約内容の変更」については、(4)の算出方法により得た金額と当初契約額（変更契約が行われている場合は直近の契約額）の消費税及び地方消費税を含まない金額に2円以上の差異が生じた場合に変更契約の協議を行う。

(3) 契約単価の見直し基準

変更協議の時点は、資源エネルギー庁（調査委託先（一財）日本エネルギー経済研究所石油情報センターが実施する石油製品価格調査（給油所小売価格調査）（週次調査））の公表日とする。

毎月、第3月曜日の週次調査価格と基準月（当初契約月（4月の場合は3月とする）、変更契約が行われている場合は、直近の変更契約の属する月）の週次調査価格を比較する。

(4) 変更契約単価の算出方法

協議時点の契約額 × その月の週次調査価格 / 基準月の週次調査価格 = A

（Aは消費税抜き、小数点以下2位を切り捨て）

レギュラーガソリンは $A \times 110/100$ 、軽油は $A + (A - 32.1) \times 10/100$ の計算式で得られた金額を変更契約単価とする。

(5) 変更契約の方法

- ・変更契約の必要が生じた場合は、南信発電管理事務所長は変更内容を受注者に通知し、翌月1日付けで変更契約を締結する。

4 給油について

(1) 給油場所 受注者の店頭

※給油所の一覧表及び松本発電建設事務所（松本空港ターミナルビル）から、概ね3キロメートル以内の給油所の位置図を提出すること。

(2) 給油カードについて

- ・受注者は南信発電管理事務所が提出するリストを基に給油カード（ケース付き）を用意し、別途指定する日までに松本発電建設事務所に提出すること。
- ・給油カードには使用する公用自動車の登録番号を表示すること。（シール等でも可）
- ・給油カードは年度当初から使用可能であること。